

文京区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則を公布する。  
令和八年五月二十二日

文京区長

成

澤

廣

修

文京区規則第五十二号

文京区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則の一部を改正する規則

文京区都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則（平成二年四月文京区規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第4号（第6条関係）

90センチメートル

開発許可標識		許可番号	第	号
		許可年月日	年	月
工事予定期間		年	月	日から
		年	月	日まで
開発区域に含まれる地域の名称				
開発区域の面積				
許可を受けた者の住所・氏名				
工事施行者の住所・氏名				
設計者氏名				
工事現場管理者氏名				
連絡場所電話番号（ ）				

80  
センチ  
メートル

この開発行為について、詳細な内容を知りたい方は に備えてある開発登録簿  
を御覧ください。

別記様式第五号中「結吟」を「壺吟」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。